

パナソニック松愛会規約

2024年4月20日

パナソニック松愛会

第1条（目的）

この会は、会員相互の友愛と連帯の精神にもとづき、会員の親睦を深め、社会にお役立ちできる貢献の輪を広げながら、健康で意義ある人生づくりに寄与することを目的とする。

第2条（名称）

この会は、パナソニック松愛会(以後「本会」)という。

第3条（所在地）

本会の事務所を守口市橋波東之町三丁目2番12号におく。

第4条（会員）

本会会員は、正会員と特別会員に区分する。

詳細は、会員規程を別途定める。

第5条（支部）

本会の運営を円滑に推進するため、会員の居住地別に別途定める支部組織を編成する。

第6条（会費）

- (1) 会員は、入会時に所定の入会金を納入するとともに、年度ごとに年会費を納入する。
ただし、既納の入会金および年会費は理由の如何を問わず返還しない。
- (2) 本会の行事に参加する会員は、必要経費をその都度負担する。
- (3) その他詳細は、別途定める。

第7条（本部役員）

- (1) 本会に次の本部役員をおく。

① 会長	1名	
② 副会長	5名以内	
③ 支部長（支部選出）	各支部1名	
④ 幹事（会社選出）	2名	
	（労働組合選出）	2名
⑤ 監査役（松愛会選出）	1名	
	（会社選出）	1名
	（労働組合選出）	1名
⑥ 事務局長	1名	

- (2) 会長は、所定の手続きを経て、若干名の顧問を委嘱できる。

- (3) その他詳細は、本部役員規程を別途定める。

第 8 条 (本部役員会)

- (1) 会長、副会長、支部長および事務局長で構成する本部役員会を開催する。
- (2) 本部役員会においては、次の事項を決定する。
 - ① 全国大会に付議する事項
 - ② 全国大会での承認事項の執行に関する事項
 - ③ 全国大会の承認を必要としない会務に関する事項

第 9 条 (支部役員)

支部に支部役員をおく。詳細は支部役員規程を別途定める。

第 10 条 (全国大会)

- (1) 全国大会は本部役員で構成し、年 1 回開催する。
- (2) 全国大会では次の事項を決議する
 - ① 会長、副会長、監査役(本会選出)の選任
 - ② 活動報告および収支決算
 - ③ 活動計画および収支計画
 - ④ その他本部役員会が必要と認めた事項

第 11 条 (会 議)

本会は別途定める会議を設ける。詳細は会議規程を別途定める。

第 12 条 (会 計)

本会の会計は、一般会計、会員会計などによる。
詳細は、会計規程を別途定める。

第 13 条 (守秘義務)

第 7 条および第 9 条で規定する本部役員・支部役員、および当職を経験した者は、会務遂行上知り得た情報を当該目的以外に使用してはならない。

第 14 条 (事務局)

本会に事務局を設置し、若干名の事務局員をおく。

第 15 条 (改 廃)

この規約の改廃は、全国大会の決議による。

第 16 条 (付 則)

この規約に定めのない事項および必要な事項は本部役員会で決める。

以上

制定日 2020 年 4 月 25 日

改定日 2024 年 4 月 20 日